

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例（令和3年3月30日京都市条例第45号）（文化市民局地域自治推進室）

京都市いきいき市民活動センターの利用に係る料金を、指定管理者の収入として収受させるために必要な事項を定めるとともに、京都市北いきいき市民活動センターの位置を変更する必要があるため、京都市市民活動センター条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしました。ただし、北いきいき市民活動センターの位置の変更に係る改正については、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第45号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例

京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 京都市市民活動総合センター（第5条～第15条）

第3章 京都市いきいき市民活動センター（第16条～第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

第4条の次に次の章名を付する。

第2章 京都市市民活動総合センター

第5条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる」を「京都市市民活動総合センター（以下「総合センター」という。）の」に改め、「ものは」の右に「、次の各号に掲げる施設の区分に応じ」を加え、同条第1号中「京都市市民活動総合センター（以下「総合センター」という。）の」を削る。

第6条各号列記以外の部分中「指定管理者」の右に「（総合センターの指定管理者をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第1号中「総合センターの」を削り、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号を同条第2号とする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「市民活動センター」を「総合センター」に改め、同条第2項中「総合センターの」を削る。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、スモールオフィスの使用期間は、通算して3年を超えることができない。

第8条第2項及び第3項を削る。

第9条第1項中「別表第3」を「別表第3 1」に改める。

第14条中「市民活動センター」を「総合センター」に改める。

第16条を第22条とし、第15条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 京都市いきいき市民活動センター

(利用資格)

第16条 総合センター以外の市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）の
スモールオフィスを利用することができるものは、市民公益活動を行う団体（事業者を
除く。）であって、本市の区域内において主たる活動を行うもののうち、市長が適当と認
めるものとする。

(利用の許可)

第17条 次に掲げる施設及び付属設備を利用しようとするものは、指定管理者（いきい
きセンターの指定管理者をいう。以下この章において同じ。）の許可を受けなければなら
ない。

- (1) 会議室、和室、音楽室、集会室、多目的ホール及び料理室
- (2) サロン（全部又は一部を占有して利用しようとする場合に限る。）
- (3) スモールオフィス

(利用制限)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、いきいきセン
ターの利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) スモールオフィスの利用の許可を受けたものが、この条例若しくはこの条例に基づ
く規則の規定又はこの条例の規定に基づく指定管理者の処分に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

(利用期間)

第19条 スモールオフィスの利用期間は、1年以内とする。ただし、継続して5年を超
えることができない。

(利用料金)

第20条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、そ
の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3 2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を
得て定めるものとする。
- 3 スモールオフィスの利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日

までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 利用を開始する日の属する月に係る利用料金 利用を開始する日
- (2) 前号に掲げる月以外の月に係る利用料金 当該月の前月の末日（その日が休所日に当たるときは、その日後最初に到来する休所日でない日）

(準用)

第21条 第10条から第15条までの規定は、いきいきセンターの利用について準用する。この場合において、第11条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、第15条中「スモールオフィス等」とあるのは「スモールオフィス」と読み替えるものとする。

第4章 雑則

別表第1京都市北いきいき市民活動センターの項中「京都市北区紫野北花ノ坊町18番地」を「京都市北区紫野西舟岡町2番地」に改める。

別表第2いきいきセンターの項中「高齢者ふれあいサロン」を「サロン」に改める。

別表第3中「第9条関係」を「第9条及び第20条関係」に改め、同表2備考以外の部分中

「

区 分	単 位	使 用 料
会議室, 和室及び音楽室		円 100
集 会 室	1 時 間	200
多目的ホール及び料理室		520
スモールオフィス	1 区画につき 1 月	5, 230

を

」

「

区 分	単 位	利 用 料 金
会議室, 和室及び音楽室	1 時 間	円 6 0 0
集会室, 多目的ホール及び料理室		8 0 0
スモールオフィス	1 区画につき 1 月	1 0, 0 0 0

に改め,

」

同表2備考中「使用の」を「利用の」に, 「使用を」を「利用を」に, 「使用料」を「利用料金」に改め, 同備考を同備考2とし, 同備考2の前に次のように加える。

- 1 会議室, 和室, 音楽室, 集会室, 多目的ホール及び料理室を, 事業者が利用する場合の利用料金の上限額は, この表に掲げる額の2倍に相当する額とする。ただし, 市長が特別の理由があると認めるときは, この限りでない。

附 則

この条例は, 令和4年4月1日から施行する。ただし, 別表第1の改正規定は, 市規則で定める日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)